

業務及び財産の状況に関する説明書類

第25期 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

令和6年6月10日作成
監査法人名 誠栄有限責任監査法人
所在地 東京都千代田区神田小川町
1丁目1番地 山城ビル9階
代表者 田村 和己

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

監査法人の沿革

平成11年3月31日付をもって大蔵大臣の認可を受け、平成11年4月1日設立登記を完了しました。

平成16年3月5日に啓陽監査法人と合併いたしました。

平成20年4月に定款変更を行い、2項業務を追加致しました。

監査法人の目的

財務書類の監査又は証明の業務を行うこと、及び2項業務（主にデューデリジェンスなどの財務内容調査）を行うこと。

監査法人の名称変更

令和5年4月1日付で無限責任監査法人から有限責任監査法人に移行致しました。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当法人は、有限責任監査法人です。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

監査証明業務を金融商品取引法、会社法監査を中心に19社を対象に又、非監査証明業務は財務内容調査業務を中心に行っており、当期の業務実績は1社あります。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

特に該当ありません。

(3) 監査証明業務の状況

(令和6年3月末日現在)

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	6社	6社
②金商法監査	—	
③会社法監査	1	
④学校法人監査	2	
⑤労働組合監査	—	
⑥その他の法定監査	3	
⑦その他の任意監査	7	
計	19社	6社

(4) 非監査証明業務の状況

1社あります。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 品質管理に関する責任

当監査法人では、監査業務の品質を確保するために、独自の品質管理システムを構築しており、品質管理規程、審査規程及びこれに関連する業務を具体化した各種規程を定め運用しております。また、その実行責任として統轄代表社員が品質管理システムに関する最終的な責任を負っております。

品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任者として分野毎に担当する代表社員を定めております。各品質管理担当責任者は品質管理のシステムを整備し、運用するための適格な能力と経験及び必要な権限を有しております。

② ガバナンスに対する取り組み

当監査法人では、ホームページ上で法人の概要と共に監査法人のガバナンスコード（組織的な運営に関する原則）に対する法人の組織の取り組みと考え方を説明、開示し、監査体制の透明性確保のため対外的な説明を行っております。また、令和6年6月より、新たな報告形式による透明性報告書の開示をホームページ上で行う予定です。

③ 職業倫理及び独立性

・ 職業倫理

当監査法人は、職業専門家としての独立性と倫理観をもって行動するよう、構成員の行動指針を「倫理規則」及び「監査の品質管理規程」としてまとめ、内部規律のもとで厳正かつ公正不偏の態度を常に保持することをすべての社員・職員に対して要求しており、「行動規範」の遵守について周知、徹底を図っております。

・ 独立性

独立性について、当監査法人の社員・職員は、わが国の関係法令及び日本公認会計士協会が定める監査人の独立性に関する諸規則を遵守しております。また、これらの法令及び諸規則の独立性に関する方針を遵守すべく、品質管理規程の中で「職業倫理及び独立性に関するルール」を定めております。また、当該ルールに基づき、法人全体としては、定期的にすべての社員・監査職員及び一般職員から「独立性のチェックリスト」により「独立性の確認書」を入手しております。

業務執行社員のローテーションについては、令和2年4月から自主規制強化に伴い大会社等については、継続した7会計期間の関与ののちに5会計期間の監査関与禁止期間（インターバル）を設けております。

④ 監査契約の新規の締結及び更新

監査契約の新規の締結、及び既存の監査契約を更新するか否かを決定するにあたり、監査業務の質を合理的に確保するため、監査業務の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を品質管理規程の中で定めております。

監査契約の新規の締結及び更新については、関与先の誠実性、規模、組織、当監査法人の規模及び組織、業界知識等を考慮し、社員会にて最終決定することとしております。

⑤ 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任

・ 業務執行社員（監査責任者）の選任について

法人全体として最適な人材を選任するため、当監査法人の内部規程に基づいて、社員としての適格な能力を定め、社員会が評価選任の審議を行い、統轄代表社員が承認する体制としております。

- ・ **監査補助者（監査チーム構成員）の選任について**

被監査会社ごとに「監査の品質管理規程」等に従い最適なチーム編成を行うという方針のもとに、被監査会社の業種・規模等に応じて、個人の監査経験・能力及び業務量等を勘案して構成員を決定しております。

- ・ **社員・監査職員の専門能力の維持**

専門能力の維持、向上を図るため、当監査法人は、日本公認会計士協会等のセミナーに積極的な参加や専門書の定期購読を求めており、当法人所属のすべての公認会計士には公認会計士協会の定める研修の単位（40単位）を修得することを条件としております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 監査業務の実施

監査の実施に関する遵守すべき法令及び諸規則としては、会社法関連の法令、証券取引法関連の法令、監査基準、日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書や監査に関する実務指針等が含まれます。

当監査法人は、これらの法令及び諸規則に準拠した監査を実施するために、「監査の品質管理規程」及び関連する諸規程を定めております。

監査の実施に当っては、上記の内容を反映した所定の「監査マニュアル」を用いております。このマニュアルに従って監査を実施することにより、すべての社員及び監査職員の監査諸規則への遵守が図られるため、関連する法令及び諸規則への準拠、監査業務の統一的な実施と品質の維持が確保されます。

② 専門的な見解の問合せ

当法人は判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に直面した場合は、専門的な見解が必要な項目を定め、当該項目を社員会で討議するとともに、必要ある時は、日本公認会計士協会の相談窓口や外部の専門家等に問合せを行い、入手した見解を検討した上で監査上の判断をしております。

③ 監査上の判断の相違

監査実務者は、監査実務者間で監査上の判断の相違が生じるおそれのある場合は、速やかに業務執行社員に報告しております。また業務執行社員と審査会との間で監査上の判断の相違が生じた場合は、審査会でも十分な討議を行い、また、社内で定めた専門家等の見解の入手なども行い、監査上の判断

の相違を解決しております。

④ 監査業務に係る審査

すべての監査業務について、監査実施者が行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、監査業務に係る審査に関する方針及び手続を審査規程等で定めております。

監査実施責任者は、社員会で、必要な知識、経験、能力、権限、独立性などの適格な能力要件をもつ代表社員から構成された審査会に審査資料を提出して、審査会による審査を受けます。審査会に提出された審査資料の審査において、監査上の判断に相違が生じた時には、十分に討議し、品質管理統轄責任者である統轄代表社員が最終的に決定しております。

監査業務に係る審査が完了するまで監査報告書を発行してはならないことを義務付けております。

(3) 新品質管理基準への適用

当法人で令和6年7月より適用になる新品質管理基準は、監査法人の監査の高品質を確保するために導入され、監査法人のガバナンスの内部統制と言われます。

当法人はこの法令改正に合わせて法人のガバナンス組織、監査執行体制、監査業務内容、情報管理、経営資源の調達育成評価等、多岐にわたる規程の改訂を行い、法人の品質管理マネジメントシステムを改訂しており、次年度より全面運用をする予定となっております。

(4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

該当ありません。

(5) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による協会の調査(品質管理レビュー)を受けた年月

令和5年10月

(6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

・ **品質管理のシステムの監視**

品質管理のシステムに関する個々の方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用されかつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定めております。これらの方針及び手続は、品質管理システムに関する日常的監視及び監査業務の定期的検証として実施し、その結果は対象となった監査業務の業務執行社員及び社員会に報告されております。

改善措置が必要な場合には、その具体的な内容と実施時期が明示され、業務執行社員等は迅速かつ適切にその対応を行っております。

なお、これら品質管理のシステムに関する最終的責任は、最高経営責任者である統轄代表社員が負っており、毎年適切な時期に、これらシステムが適正に運用されていることの確認を行っております。

5. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

該当ありません。

(2) 提携を開始した年月

—

(3) 提携上の提携の内容

—

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当ありません。

(2) 提携を開始した年月

—

(3) 業務上の提携の内容

—

(4) ネットワーク及びその取り決めの概要

—

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
7人	—人	7人

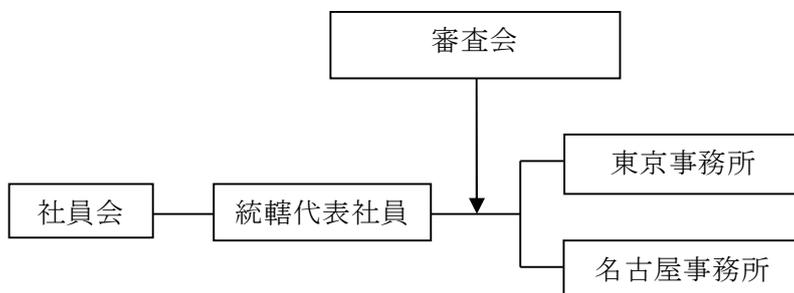
2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	法人の意思決定	7人	—人	7人

三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士 である使用 人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 東京事務所	東京都千代田区神田 小川町 1-1 山城ビル 9 階	5人	—	5人	1人
(従) 名古屋事務所	愛知県名古屋市中区 栄 2-9-30 栄山吉ビル 3 階	2人	—	2人	0人

四. 監査法人の組織の概要



五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第24期 (令和4年4月1日～ 令和5年3月31日)	第25期 (令和5年4月1日～ 令和6年3月31日)
売上高		
監査証明業務	243,216	253,405
非監査証明業務	1,224	5,770
合計	244,440	259,175

2. 直近の二会計年度の計算書類

別紙ご参照下さい。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

該当ありません。

4. 供託金の額

14,000千円

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

東京海上日動火災保険(株)にて職業賠償責任保険を令和5年9月1日に契約しております。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

（令和6年3月末日現在の契約継続の被監査会社）

株式会社AVANTIA

株式会社ヤマウラ

ポラリス・ホールディングス株式会社

株式会社インターアクション

株式会社リソー教育

株式会社くふうカンパニー

決算報告書

(第 25 期)

自 2023年 4月 1日

至 2024年 3月31日

誠栄有限責任監査法人

東京都千代田区神田小川町 1 - 1

貸借対照表

2024年 3月31日 現在

誠栄有限責任監査法人

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	171,509,573	【流動負債】	107,432,895
現金及び預金	168,681,453	未払金	9,824,399
未収還付法人税等	2,602,700	未払法人税等	70,500
仮払金	225,420	未払消費税	3,499,900
【固定資産】	24,719,513	未払費用	556,666
【有形固定資産】	100,003	預り金	9,346,830
工具器具備品	100,003	前受金	84,134,600
【無形固定資産】	116,440	負債の部合計	107,432,895
電話加入権	116,440	純 資 産 の 部	
【投資その他の資産】	24,503,070	【株主資本】	88,796,191
会員権	5,173,810	資本金	9,000,000
敷金	3,131,052	利益剰余金	79,796,191
差入保証金	2,198,208	その他利益剰余金	79,796,191
供託金	14,000,000	繰越利益剰余金	79,796,191
		純資産の部合計	88,796,191
資産の部合計	196,229,086	負債及び純資産合計	196,229,086

損益計算書

自 2023年 4月 1日
至 2024年 3月31日

誠栄有限責任監査法人

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	259,175,000	
売 上 高 合 計		259,175,000
売 上 総 利 益 金 額		259,175,000
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		241,311,866
営 業 利 益 金 額		17,863,134
【営業外収益】		
受 取 利 息	1,235	
雑 収 入	1,092,617	
営 業 外 収 益 合 計		1,093,852
経 常 利 益 金 額		18,956,986
税引前当期純利益金額		18,956,986
法 人 税 等		3,654,800
当 期 純 利 益 金 額		15,302,186

販売費及び一般管理費内訳書

自 2023年 4月 1日
至 2024年 3月31日

誠栄有限責任監査法人

(単位： 円)

科 目	金 額
役 員 報 酬	100,800,000
給 料 手 当	20,421,666
賞 与	5,060,000
退 職 金	1,000,000
法 定 福 利 費	6,177,981
支 払 報 酬	82,271,975
福 利 厚 生 費	571,014
荷 造 運 賃 発 送 費	384,495
広 告 宣 伝 費	296,050
交 際 費	1,065,718
会 議 費	211,202
旅 費 交 通 費	4,721,089
通 信 費	1,358,694
備 品 消 耗 品 費	3,730,769
事 務 用 消 耗 品 費	200,143
水 道 光 熱 費	398,182
新 聞 図 書 費	205,351
諸 会 費	3,350,977
支 払 手 数 料	359,287
保 管 料	536,238
リ ー ス 料	124,800
保 険 料	770,000
減 価 償 却 費	6,390
地 代 家 賃	6,574,793
租 税 公 課	203,640
電 話 料	158,156
雑 費	193,856
研 修 費	159,400
販売費及び一般管理費合計	241,311,866

株主資本等変動計算書

自 2023年 4月 1日
至 2024年 3月31日

誠栄有限責任監査法人

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		9,000,000
	当期末残高		9,000,000
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		64,494,005
	当期変動額	当期純利益金額	15,302,186
	当期末残高		79,796,191
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		64,494,005
	当期変動額		15,302,186
	当期末残高		79,796,191
株 主 資 本 合 計	当期首残高		73,494,005
	当期変動額		15,302,186
	当期末残高		88,796,191
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		73,494,005
	当期変動額		15,302,186
	当期末残高		88,796,191

個 別 注 記 表

自：令和5年4月1日

至：令和6年3月31日

誠栄有限責任監査法人

1. この計算書類は、中小企業の会計に関する基本要領によって作成しております。

2. 重要な会計方針に関する注記
 - (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産の減価償却方法
 - ・ 工具器具備品 …………… 定率法

 - (2) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項
 - ① リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
 - ① 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

決 算 報 告 書

(第 24 期)

自 2022年 4月 1日

至 2023年 3月31日

誠栄有限責任監査法人

東京都千代田区神田小川町1-1

貸借対照表

2023年 3月31日 現在

誠栄有限責任監査法人

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	151,578,825	【流動負債】	102,810,723
現金及び預金	151,153,405	未払金	4,631,337
仮払金	425,420	未払法人税等	11,388,600
【固定資産】	24,725,903	未払消費税	6,611,000
【有形固定資産】	106,393	預り金	8,748,126
工具器具備品	106,393	仮受金	1,032,760
【無形固定資産】	116,440	前受金	70,398,900
電話加入権	116,440	負債の部合計	102,810,723
【投資その他の資産】	24,503,070	純 資 産 の 部	
会員権	5,173,810	【株主資本】	73,494,005
敷金	3,131,052	資本金	9,000,000
差入保証金	2,198,208	利益剰余金	64,494,005
供託金	14,000,000	その他利益剰余金	64,494,005
		繰越利益剰余金	64,494,005
		純資産の部合計	73,494,005
資産の部合計	176,304,728	負債及び純資産合計	176,304,728

損 益 計 算 書

自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月31日

誠栄有限責任監査法人

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	244,440,000	
売 上 高 合 計		244,440,000
売 上 総 利 益 金 額		244,440,000
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		207,218,419
営 業 利 益 金 額		37,221,581
【営業外収益】		
受 取 利 息	1,194	
雑 収 入	1,197,478	
営 業 外 収 益 合 計		1,198,672
経 常 利 益 金 額		38,420,253
【特別損失】		
固 定 資 産 除 却 損	640,363	
特 別 損 失 合 計		640,363
税引前当期純利益金額		37,779,890
法人税、住民税及び事業税		12,374,800
当 期 純 利 益 金 額		25,405,090

販売費及び一般管理費内訳書

自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月31日

誠栄有限責任監査法人

(単位： 円)

科 目	金 額
役 員 報 酬	98,650,000
給 料 手 当	15,930,000
賞 与	5,620,000
法 定 福 利 費	6,226,731
福 利 厚 生 費	178,283
荷 造 運 賃 発 送 費	433,977
広 告 宣 伝 費	265,800
交 際 費	697,457
旅 費 交 通 費	2,952,767
通 信 費	629,146
消 耗 品 費	1,078,174
事 務 用 消 耗 品 費	227,356
水 道 光 熱 費	308,731
新 聞 図 書 費	332,935
諸 会 費	2,033,004
支 払 手 数 料	166,497
保 管 料	430,510
リ ー ス 料	110,800
保 険 料	440,800
支 払 報 酬	15,905,190
減 価 償 却 費	17,607
地 代 家 賃	6,408,120
租 税 公 課	1,042,851
電 話 料	166,010
管 理 費	648,000
コ ン サ ル 報 酬	46,091,673
雑 費	226,000
販売費及び一般管理費合計	207,218,419

株主資本等変動計算書

自 2022年 4月 1日
至 2023年 3月31日

誠栄有限責任監査法人

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		9,500,000
	当期変動額	出資金増減	-500,000
	当期末残高		9,000,000
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		39,088,915
	当期変動額	当期純利益金額	25,405,090
	当期末残高		64,494,005
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		39,088,915
	当期変動額		25,405,090
	当期末残高		64,494,005
株 主 資 本 合 計	当期首残高		48,588,915
	当期変動額		24,905,090
	当期末残高		73,494,005
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		48,588,915
	当期変動額		24,905,090
	当期末残高		73,494,005

個 別 注 記 表

自：令和4年4月1日

至：令和5年3月31日

誠栄有限責任監査法人

1. この計算書類は、中小企業の会計に関する基本要領によって作成しております。

2. 重要な会計方針に関する注記
 - (1) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産の減価償却方法
 - ・ 工具器具備品 …………… 定率法

 - (2) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項
 - ① リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
 - ① 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。